

避難者訴訟 第9回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第9回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第9回口頭弁論：2月18日（水）14：00から

同時開催：第9回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市
平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣において

2015年2月18日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分） 合計473名

被告 東京電力株式会社

(1) 当事者

原告： ・151世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯）
・年齢層：0歳から92歳まで
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金225億8920万7122円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

(2) 損害賠償請求の項目

① 積極的損害

避難や避難先での生活のために必要となった実費。

交渉において東電が認めて支払いを行ったものはあるが, 東電が認めなかったものなどについて請求。

② 休業・逸失利益の賠償

③ 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

後述します。

[建物]

後述します。

④ 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額 50 万円を請求する。

⑤ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金 2000 万円を請求する。

第2 第9回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第9回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第9回口頭弁論は、この第1段階に位置づけられますが、その最終盤と言ってよい位置になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面を提出し合って応酬しあいました。そこで、被告の「答弁書」に対して原告側の反論が求められます。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。2013年10月の第1回弁論以降、1年以上の審理を経て、原告らの救済は待ったなしの状況です。それを踏まえ、早期の判決獲得のため、原告側は、本件訴訟で原告らが賠償を求める被害について、避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料、自宅の不動産損害にほぼ絞って主張することを明らかにしました。現在、双方の基本的な言い分はほぼ尽くされてきた状況です。

同時に、第6回の法廷以降、原告側は、立証についての考え方を提出し、立証の日程についても提起してきました。第8回口頭弁論では、原告側の主張として、代表的な個別の原告の損害について主張し、第2段階の立証についていかなる審理をすべきかについても主張しました。この中で、原告側は、今年中にすべての証拠調べを行い、結審し、来年3月には判決というスケジュールを示したうえで、尋問や検証をどのように行うかについて説明しました。

今年1月14日には、今後の訴訟進行の在り方について進行協議が持たれましたが、裁判所は、現時点において、いつどのように証拠調べを行うかについて明らかにしておりません。

今回の第9回は、改めて、原告らは、多くの原告が重大な被害を受け、その救済が待ったなしであることを示す準備書面を提出しており（準備書面35～44）、また、被告東電の本件事故の責任の重大性について明らかにする準備書面（準備書面34）と、関係証拠を提出しました。これらを通じ、証拠調べに入ることを迫っていく法廷となります。

2 第9回口頭弁論全体の流れ

- (1) 原告の意見陳述 原告2名
- (2) 原告代理人弁護士の意見陳述 弁護士2名
- (3) 準備書面や証拠の取り調べ、今後の進行についての協議

今回は、第3次提訴以降の山木屋地区の原告から2名、意見陳述を行ってもらいます。意見陳述とは、訴訟の進行や裁判所に着目して欲しいポイントについて、原告が口頭で意見を述べるものです。

そのあと、代理人弁護士が、準備書面34の要旨及び第2段階での進行

のあり方について、陳述します。

その後、主張内容の確認や、疑問点に関する議論、今後の進行についての協議が行われます。

3 進行協議

今回は、法廷終了後、今後の進行については、別途進行協議期日を設定することが予定されています。

これは、原告側の立証として原告本人尋問、専門家証人の申請をしております、かつ、現地を見る「検証」を申請していますので、その採否、採用した場合のスケジュールの策定等が議論されるものです。

4 時間など

法廷全体の時間としては、全体で 50 分程度、その後の進行協議が 1 時間程度を見込んでいます。

5 第 10 回法廷

2015 年 4 月 16 日（水）を予定しています。

以 上